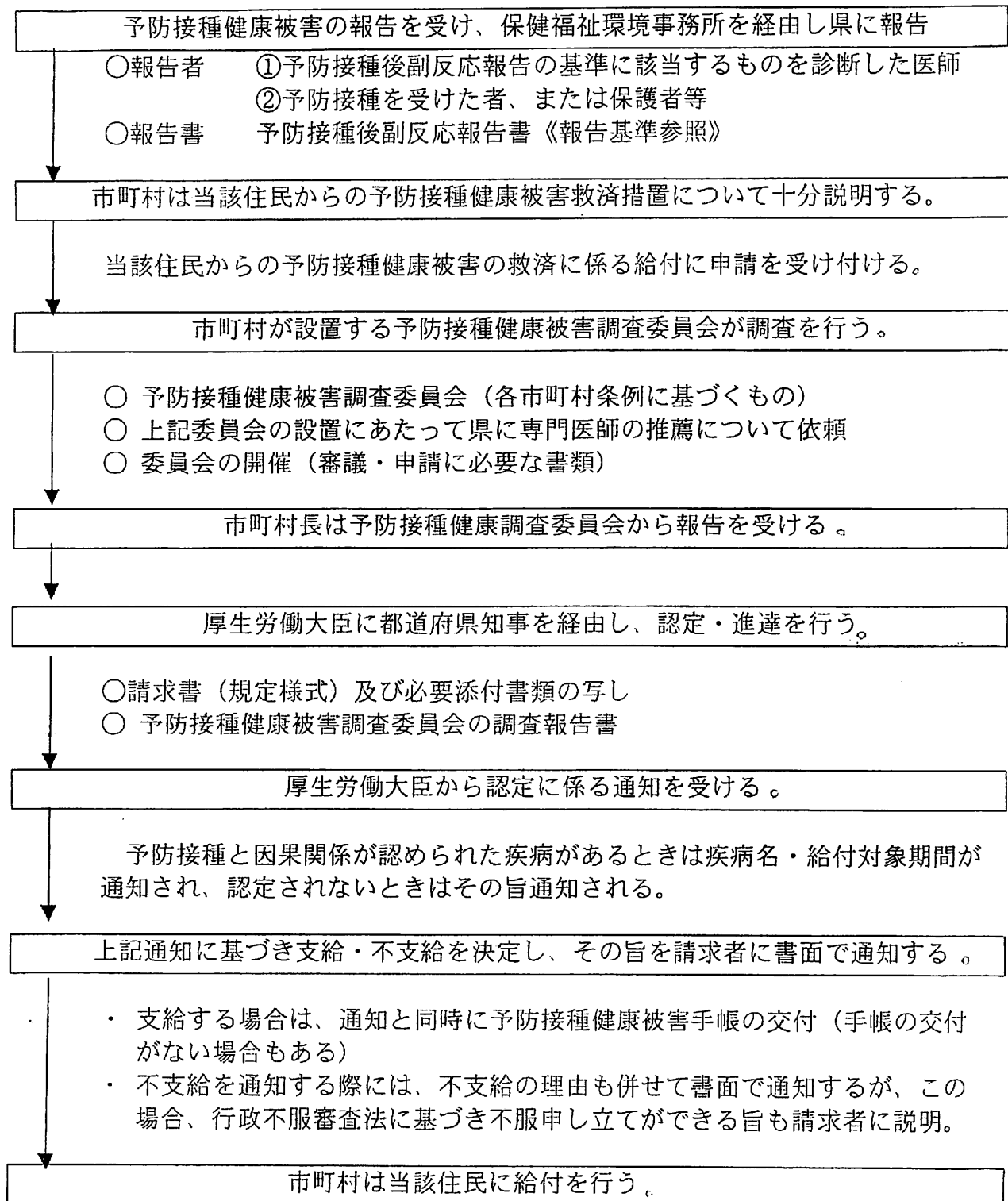


予防接種後健康被害発生後の市町村の対応について

平成16年8月12日 福岡県保健福祉部健康対策課



市町村長は予防接種事故対策費補助金交付申請を県・国に行う

見出し／沿革

小郡市予防接種健康被害
調査委員会条例昭和53年03月31日 条例
第7
号

第1条(設置)

第2条(所掌事務)

第3条(組織)

第1項

第2項

第3項

第4項

第4条(会長及び副会長)

第1項

第2項

第3項

第5条(会議)

第1項

第2項

第3項

第4項

第6条(報告)

第7条(庶務)

第8条(市長への委任)

○小郡市予防接種健康被害調査委員会条例

昭和53年3月31日

条例第7号

(設置)

第1条 予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため小郡市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、予防接種による健康被害が発生した場合、市長の指示により当該健康被害について医学的な見地から必要な調査及び助言等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 助役

(2) 三井医師会の代表者

(3) 久留米保健所長

(4) 三井医師会の推せんする医師

(5) 県知事の推せんする医師

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

4 第2項第5号委員については必要の都度委嘱するものとし、当該事故の調査が終了するまでの期間とする。

(平9条例32・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の決定は、出席委員全員の合意による。

4 委員会の議事は、議事録として記録しておかなければならない。

(報告)

第6条 会長は、調査の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部健康課において処理する。

(平9条例32・一部改正)

(市長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年7月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年7月28日条例第32号)

この条例は、平成9年8月1日から施行する。